

令和4年 No.5

○東京学芸大学特別支援教育特別専攻科規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

特別支援教育特別専攻科の入学定員及び収容定員の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年3月9日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学特別支援教育特別専攻科規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年3月10日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第4号

東京学芸大学特別支援教育特別専攻科規程の一部を改正する規程

東京学芸大学特別支援教育特別専攻科規程（昭和48年規程第1号）の一部について，別紙新旧
対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学特別支援教育特別専攻科規程の一部改正について

改正理由：特別支援教育特別専攻科の入学定員及び収容定員の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (収容定員) 第4条 特別専攻科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。 特別支援教育専攻 入学定員 <u>20名</u> 収容定員 <u>20名</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (収容定員) 第4条 特別専攻科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。 特別支援教育専攻 入学定員 <u>30名</u> 収容定員 <u>30名</u> 〔省略〕